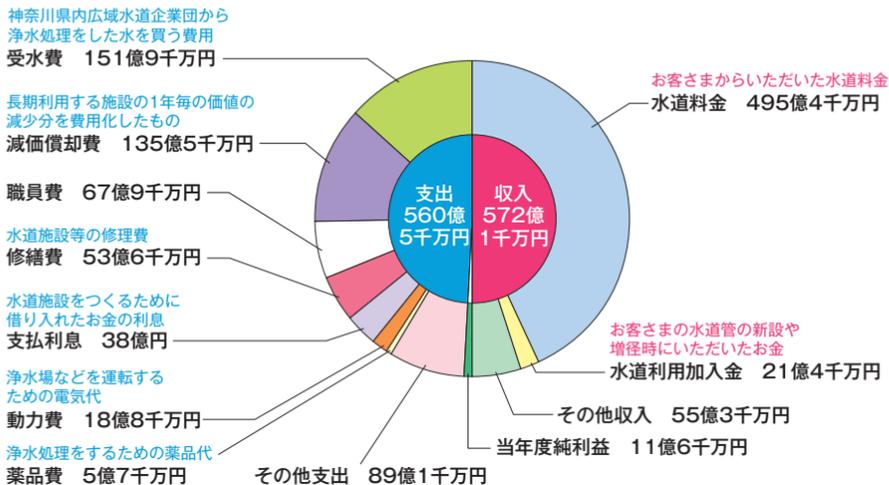


平成25年度 県営水道の決算の概要についてお知らせします

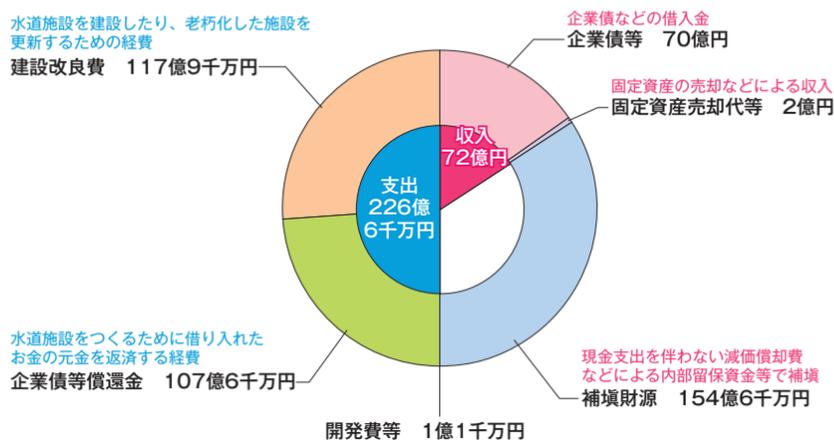
平成25年度の収支状況は、景気の低迷などの影響により、水道料金の減収となりましたが、企業債残高の減少に努めるなどの様々なコスト削減の結果、黒字を確保することができました。

※グラフ内の額はすべて税抜き

●収益的収支 水道水をつくり、ご家庭にお届けするための経費とその財源



●資本的収支 水道施設をつくるために要する経費とその財源



【収益的支出】

560億5千万円(前年度比99.6%)

職員費が減少したことや、企業債借入額の減少により支払利息が減少したことから、前年度と比較して約2億176万円の減少となりました。

【収益的収入】

572億1千万円(前年度比99.8%)

消費税増税に伴う駆け込み需要等により水道利用加入金は増加しましたが、収入の大部分を占める水道料金が、景気の低迷等の影響により減少したため、前年度と比較して約1億2,062万円の減少となりました。

【資本的支出】

226億6千万円(前年度比108.6%)

「災害に強い水道づくり」や「より安全でおいしい水の供給」に向けて、老朽管の取り替えや、水道管の耐震化を進めるとともに、別の浄水場や他事業体からの水が供給できるように連絡管を整備しました。

【資本的収入】

72億円(前年度比90.2%)

地震等の災害対策や老朽管更新等の事業を実施するにあたり、不足する財源として企業債の借入などを行いました。



上記単価は、収入及び支出決算額を送水量(浄水場で浄水した水を送った水量)3億5,122万余m³で除した額



平成24年4月1日に地方公営企業法の一部改正が施行され、平成23年度決算より資本制度の見直しが適用されています。また、平成26年度予算より会計制度の見直しが適用されました。詳しくは、県営水道のホームページをご覧ください。

水道料金 減免のお知らせ

県営水道では、右表の世帯を対象に、お客さまからの申請により水道料金を減免しており、基本料金(2ヶ月で1,420円)と基本料金に係る消費税相当額が減額になります。

このうち、平成27年4月に生活保護費受給世帯に対する減免制度を廃止しますが、生活保護費受給世帯でもその他の減免資格(児童扶養手当受給世帯、障害者世帯等)に該当する場合は、減免の切り替えを行うことにより、引き続き、減免を受けられます。

手続きの方法については、見直しの対象となる世帯の方へダイレクトメールを郵送しご案内していますので、ご確認ください。

問合せ

県企業庁経営課営業指導グループ ☎045-210-7223

【現行の減免制度】

※施設入所されている方は対象外になります。

生活保護費受給世帯(平成27年4月廃止)	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助のいずれかの支給を受けている方がいる世帯
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当の支給を受けている方がいる世帯(注)児童手当とは異なりますのでご注意ください。
特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当の支給を受けている方がいる世帯(注)児童手当とは異なりますのでご注意ください。
遺族基礎年金受給世帯	遺族基礎年金の支給を受けている方がいる世帯(注)遺族厚生年金とは異なりますのでご注意ください。
知的障害者世帯	最重度(A1)又は重度(A2)の方がいる世帯
身体障害者世帯	1級又は2級の方がいる世帯
精神障害者世帯	1級の方がいる世帯
要介護者世帯	要介護4又は要介護5の方がいる世帯
重複障害者世帯	次の2つ以上に該当する方がいる世帯(注)同一の方に2つ以上の障害があるということです。 ○知的障害が中程度(B1又はB2)の方 ○身体障害が3級の方 ○精神障害が2級の方

便利な口座振替・クレジットカード払いのご案内

上下水道料金のお支払いは、口座振替・クレジットカード払いが便利です。一度の手続きで上下水道料金の自動引き落としができます。

これにより、忘れずに料金をお

支払いただけ、また、納入通知書の印刷・発送などの経費の削減により、その経費を浄水場や水道管などの水道施設の更新に活用することができます。

●お申し込み方法のご案内は、ホームページ(「上下水道料金のお支払い方法」のページ)
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f8002/p28739.html>

または、お客さまコールセンター ☎0570-005959へお問い合わせください。
(クレジットカード払いは、インターネットからのみお申し込みいただけます)

漏水の通報にご協力ください。

地面から水が出ているのを発見した時は最寄りの水道営業所までご連絡ください。